

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 1 日 (金) 第 494 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 警 察 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 2
- 警 備 業 法 及 び 探 偵 業 の 業 務 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 行 政 処 分 の 公 表 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (生活安全企画課取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 風 俗 営 業 制 限 地 域 の 指 定 の 一 部 改 正 (※) (生活安全企画課取扱い) 3

公 安 委 員 会 公 告

- 警 備 業 貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 1 級 , 同 2 級 及 び 警 備 業 雑 踏 警 備 業 務 1 級 検 定 実 施 公 告 (生活安全企画課取扱い) 3
- 警 備 業 雑 踏 警 備 業 務 2 級 検 定 実 施 公 告 (生活安全企画課取扱い) 7

公 安 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 増 田 吉 彦

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 3 号

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 規 則 (平 成 2 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 17 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別表第 1 埼玉県の項の次に次のように加える。

千	葉	県	千	葉	市	3	級	地
---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 増 田 吉 彦

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号

鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 (平 成 6 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 13 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 2 条 第 5 号 中 「警 衛 警 備 対 策 課 機 動 隊 」 を 「機 動 隊 」 に 改 め る。

第7条第3号中「健康管理」を「安全衛生管理」に改める。

第27条第5号中「警護」を「警衛及び警護」に改める。

第27条の2を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第5号

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年鹿児島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第12条第1項第2号」の次に「及び第12条の2第1項第2号」を加える。

第10条の見出し中「期末手当基礎額」の次に「及び勤勉手当基礎額」を加え、同条中「第12条第3項」の次に「及び第12条の2第3項」を加える。

第11条第2項第2号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の特例）

第12条 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間（条例第12条の2第4項の規定により職員給与条例第2条に規定する職員の例によることとされる鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号。以下「勤勉手当支給条例」という。）第5条に規定する勤務期間をいう。）には、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 会計年度任用職員として在職した期間
 - (2) 職員給与条例第2条に規定する職員、鹿児島県学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する学校職員、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例第1条に規定する地方警察職員、鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する企業職員又は鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する病院事業職員として在職した期間（警察本部長が人事委員会と協議して定める場合に係る当該期間を除く。）
- 2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 勤勉手当支給条例第2条第1項第1号イ又はウに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（期末手当支給条例第4条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしているパートタイム会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その全期間
 - (4) 条例第13条の規定により報酬を減額された期間については、その全期間
 - (5) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 3 パートタイム会計年度任用職員が基準日前1箇月以内に退職した場合において、条例第12条の2第1項各号に該当するときは、同条第4項の規定により職員給与条例第2条に規定する職員の例によることとされる勤勉手当支給条例第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「者」とあるのは「者（同号ウにあっては、当該基準日に係る勤勉手当が支給される者に限る。）」とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成 25 年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号に規定する処分にあつては、警備業法第 5 条第 2 項に規定する認定の番号、前条第 2 号に規定する処分にあつては、探偵業法第 4 条第 1 項に規定する届出書の受理番号又はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）の施行の際、現に改正法第 59 条の規定による改正前の探偵業法第 4 条第 1 項の規定による届出をしている探偵業者については、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 6 号）第 3 条の規定による改正前の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する届出証明書の番号

別記様式中 「 認定証・届出証明書番号 」 を 「 認定証・届出証明書番号 (認定番号・届出受理番号) 」 に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正法の施行の際、現に改正法第 35 条の規定による改正前の警備業法第 5 条第 2 項の規定による認定を受けている警備業者に対するこの規則による改正後の警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（以下「新規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する処分に係る公表の内容については、新規則第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 25 号

平成 11 年 3 月 16 日鹿児島県公安委員会告示第 10 号（風俗営業制限地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

表いちき串木野警察署の項中「及び上名」を「、麓及び大菌」に改める。

表霧島警察署の項中「溝辺町麓及び」を「溝辺町麓一丁目、溝辺町麓二丁目、溝辺町麓三丁目、溝辺町麓四丁目、溝辺町麓五丁目及び溝辺町麓六丁目の全部並びに溝辺町麓及び」に改める。

公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務 1 級、同 2 級及び警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級、同2級検定及び警備業雑踏警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和6年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 貴重品運搬警備業務2級
- (3) 雑踏警備業務1級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

イ 実技試験

令和6年7月3日（水）午前9時から午後5時まで

イ 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

イ 実技試験

令和6年7月2日（火）午前9時から午後5時まで

ウ 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで

イ 実技試験

令和6年6月18日（火）午前9時から午後5時まで

エ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

いずれの検定も鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

(3) 雑踏警備業務1級

ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (㉞) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (㉟) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (㉞) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 貴重品運搬警備業務2級
 - ア 学科試験
 - (㉞) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (㉟) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (㉞) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (3) 雑踏警備業務1級
 - ア 学科試験
 - (㉞) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 雑踏の整理に関すること。
 - (㉟) 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (㉞) 雑踏の整理に関すること。
 - (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
 - 令和6年4月8日（月）から同月19日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
 - 午前8時30分から午後4時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 貴重品運搬警備業務1級
 - (㉞) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月

日を記入したもの） 2葉

- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (オ) 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 貴重品運搬警備業務2級

- (ケ) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

ウ 雑踏警備業務1級

- (ケ) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(3)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(3)のイに該当する場合に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参し、申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

- (1) 貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- (2) 雑踏警備業務1級は、13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- (3) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

警備業雑踏警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務2級検定を次のとおり実施する。

令和6年3月1日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 学科試験
令和6年6月4日（火）午前9時から午前11時まで
 - イ 実技試験
令和6年7月17日（水）午前9時から午後5時まで
 - ウ 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
30人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和6年4月8日（月）から同月19日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後4時まで
 - (2) 提出書類

- ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参し，申請すること（受検者本人以外による申請，郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお，検定申請書を受け付けた後は，検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は，実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。
なお，実技試験においても，合格点に達しないことが明らかになった場合は，その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し，以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては，筆記用具を持参し，実技試験においては，室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は，検定当日，検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）